



着任のご挨拶

出雲警察署
署長 宇山 洋

3月19日付で出雲警察署長に着任いたしました。管内の治安責任者として、安全と安心を確保した良好な治安維持に、署員と共に全力で取り組みますのでよろしくお願ひします。

協会の皆様方には、平素の企業活動を通じて、地域社会の発展にご尽力されておられることに敬意を表しますと共に、暴力追放や交通安全活動をはじめとする警察業務の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っていることに対し厚く御礼を申し上げます。

出雲、斐川地域は、出雲大社や荒神谷遺跡の青銅器群をはじめとする歴史的な史跡が数多く存在する等、古代からの文化を色濃く継承するとともに、昨年は隣接する大田市の石見銀山遺跡が世界遺産に登録されたことから、その文化的な意義が全国的な注目を集める地域となっております。また、日本海の海岸線や斐伊川、神戸川等の豊かな自然に囲まれた風光明媚な土地であり、そこに暮らす住民の皆様も大変民情豊かな方々であります。

この地域の安全、安心を確保するため出雲警察署では、本年の運営指針を『県民とともにある力強い警察』として、

- ①安全・安心なまちづくりの推進
- ②重要犯罪、組織犯罪の徹底検挙
- ③テロの未然防止
- ④交通死亡事故の抑止

の四本柱を重点に、“日本一治安の良い『いずも』”を目指して”各業務に取り組んでいます。

良好な治安の確保には、街頭における警察活動の強化を図ることはもとより、地域住民の方々の理解と協力が不可欠であり、とりわけ住民の皆様による「自発(自主)的な取り組み」と関係機関・団体が連携した「協働活動」の推進が必要であります。

当地域では、住民の皆様の「地域の安全は、地域の手で守る」という防犯意識が非常に高く、防犯ボランティア団体・パトロール隊の組織化や青色防犯灯の設置などが県下に先駆けて実施され、また、その撲滅が社会的に叫ばれている飲酒運転に関しても、職場や地域の多数の方々が「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗るなら飲ませない」の三無い運動の実践を署名により提出されるなど、積極的かつ進取的な取り組みが行われております。

これらの活動により地域の防犯能力を高め、各種犯罪・事故の抑止に多大な成果を挙げておられ、大変心強く思っております。

警察といたしましては、今後とも協会の皆様と緊密な連携を図りつつ、安全・安心な地域社会の実現に取り組みますので、御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

終わりにりましたが、貴協会の益々のご発展と会員御一同様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



モデル店社指定一地域全体の安全衛生管理水準の向上に向けて

(有)森山組
労務安全課長 谷口国雄

昨年4月下旬に江戸社長からこの度(社)島根県建設業協会出雲支部から(有)森山組をモデル店社に推薦したいので引き受けて欲しいと申し入れがあり、受けるか断るか如何するね。との言葉に私も迷いがあったのも事実です。

その時期に(社)島根労働基準協会から(有)森山組と協力会会員8社を対象に平成19年度労働時間等設定改善事業に指定されており、2つの事業を両立させるのは重荷かなとの気持ちもありましたが、今回のモデル店社への推薦依頼は(有)森山組の「職場の風土改善」に向けて絶好のチャンスになるものと考え、社長に受けて欲しい、是非チャレンジしましょう、と返事した次第です。

昨年までのモデル店社指定リストを拝見すると松江、出雲、浜田、益田地区でトップクラスの業者名が掲載されており、モデル店社のハードルの高さを痛感させられました。

まずは会社の安全衛生管理水準の現状を把握から着手し、会社が定めた規則・規程・様式をファイルに整理し、全ての現場担当者へ配布し説明会を開き周知に努めました。

平成19年度安全衛生管理計画書では目標を数値で表し管理しています。リスクアセスメントは一昨年4月から安衛法で実施を義務付けられましたが、作業手順書に織り込み遵守するまでには距離を感じております。4ラウンド法のKY活動を実施している現場があり、リスクアセスメントを活かした現地KYの採用・実施を強力に指導しています。

平成14年から(有)森山組の労務安全衛生を担当して6年経過しました。一昨年社員が一丸となって「現場では歯止め100%」運動に取り組んでいます。

世間から(有)森山組の車はどこに駐車していても歯止めをしているとの評判が立つように頑張ろうと繰り返し呼びかけています。一時期国土交通省の現場だけは歯止めを100%行われていましたが、最近は低下しているように感じます。当時でも発注者が県市町村になると元請の指導も緩やかでした。

社内で常々話していることですが発注者の姿勢に左右されず、努力を重ねて継続することは歯止めだけでなくそれ以外でも同じことだ。

昨年のモデル店社指定を受けて、皆で培った意識改革の風を遮らないように頑張っていきたいと思えます。

モデル店社として地域全体の安全衛生水準の向上の波及的効果を図り一步一步地に付いた安全衛生管理活動を進めてまいります。

最後になりましたが、建設業労働災害防止協会島根県支部 竹内正和中小総合工事業者指導員並びに関係者のご支援ご指導をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

経審の改正点

改正の方向性 → 「生産性の高い企業を評価」

●完成工事高(X1)

ウエイトの引き下げ 0.35→0.25へ DOWN
過度な完工高偏重を抑制

完成工事高 X1

- ・評価の上限(現行2000億円)を1000億円に引き下げ
- ・小規模業者間で完工高の評点に差がつくよう評点幅の下限(現行580点)を390点に引き下げ

ウエイトを0.35から0.25へ引き下げ

●企業規模評価(X2)

- ・自己資本・EBITDA(営業利益+減価償却費)の金額を評価
- ・職員数の評価項目を廃止、新たにEBITDAを追加
- ・中小業者の層で極端な差がつかないように評点テーブルを調整

●経営状況(Y)

絶対値の指標として「営業キャッシュフロー」と「利益剰余金」が採用。

評価の方向性は - - - 利益↑ CF↑ 借入金↓ 資産↓

企業実態を反映した評点分布へ見直し

◎評価の方向性は現行と同じ

Y点構成の「寄与度」は支払利息・売上総利益が重要に!

Yのポイント1

1. CFを上げる
営業キャッシュフロー(絶対額)
経常利益の増加
売上債権の削減、在庫の削減
支払勘定の増加、受入金の増加
減価償却費の増加、引当金の増加
2. 利益率を上げる
売上高経常利益率
総資本売上総利益率
利益剰余金(絶対額)
売上総利益・経常利益の増加
原価・費用の削減
支払利息の減少、受取利息の増加
不採算受注の回避
不稼働資産の削減による負債削減

Yのポイント2

3. 負債を削減する
純支払利息比率
負債回転期間
自己資本対固定資産比率
支払勘定の減少、借入金の減少
不稼働資産の削減による負債削減
 4. 純資産を増やす
自己資本比率
利益剰余金(絶対額)
資本金の増資
利益の蓄積(配当しない)
- 重要な順番
負債>利益>純資産>CF

●技術力(Z)

技術者数プラス「元請完工高」

- ・評点テーブルを線形式化(テーブル方式を廃止)
- ・元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価
- ・技術者の重複カウントは1人当たり2業種までに制限
- ・新たに省令に位置づけられた登録基幹技能者講習を終了した者を登録技能者として評価
- ・技術職員の2期平均を採用する激変緩和措置の廃止

経審改正の中小・中堅建設業への影響

技術力の評価

技術者(基幹技能者他)だけでなく、元請完工高も追加

- ・評点テーブル線形式化 技術者が増えれば点数はほぼ上がる
- ・元請完工高 元請としての工事施工力を評価
- ・技術者数重視 Z点ウエイトの8割は技術者数
- ・元請完工高 ダンピングの恐れもあるが、低評価のためダンピング助長の恐れはないはず…

ウエイトが高まっているため重要に

●社会性(W)

多岐にわたる改正点

- ・評価の上限を引き上げ、それぞれの項目の加点・減点幅を拡大
- ・自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)は廃止
- ・労働福祉の状況は評価項目を整理統合
- ・法令遵守の状況は建設業法に基づく行政処分状況の評価
- ・建設業の経理に関する状況は現行の公認会計士等の評価に加え監査の受審状況(会計監査人の設置等)により加点
- ・研究開発の状況はWで評価、評価対象は会計監査受診企業に限定

新経審対策のポイントについて

新経審は操作して点数を上げにくい

(求められること)

- 計画的な完成工事高の計上
- 良好な財務内容の構築
- 技術者の養成
- 社会保険等ルールの遵守

- 当たり前の経営を行う
- 最小の投資で最大の収益
- 無理な投資は行わない
- ルールは守る

投資「効率」が大事!